

## 規制改革要望に関する調査 記入要領

規制改革要望に関する調査(2009年度) 回答用紙

No. -

事務局整理用のため、ご記入は不要です

<b>貴社名・団体名</b>		
<b>ご担当部署</b>		
<b>ご担当者</b>		
<b>ご連絡先</b>	TEL	Fax
	e-mail	

要望内容につき、事務局からお問い合わせした際に、ご対応いただける担当者のお名前・ご連絡先をご記入ください。

<b>要望分野 (必須)</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地・住宅・都市再生・観光</li> <li>2. 運輸・流通</li> <li style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">3. 農業・食品</li> <li>4. 廃棄物・リサイクル、環境保全</li> <li>5. 危険物・防災・保安</li> <li>6. エネルギー</li> <li>7. 情報・通信、放送</li> <li>8. 金融・保険・証券</li> <li>9. 社会保障(社会保険、医療・介護、保育)</li> <li>10. 企業年金</li> <li>11. 雇用・労働</li> <li>12. 通商</li> <li>13. 外国人材</li> <li>14. その他</li> </ol>
----------------------	--

・3ページ以降の「記入上の留意事項」をご一読のうえ、当該要望が該当する分野を○で囲んでください。

<b>これまでの経緯 (必須)</b>	
-------------------------	--

・新規要望については、「新規」とご記入下さい。  
・再要望については、初めて当該要望を提案された年度をご記入下さい。

<b>特区提案要望 (該当する場合のみ ○印をご記入下さい)</b>	
--	--

構造改革特区のみでの規制改革を実現を希望する場合に限り、○をご記入下さい。  
(原則として、当会では全国規模の規制改革要望の実現を求めています)

農業・食品	農地リース方式による企業の農業参入における条件整備
規制の現状	農業経営基盤強化促進法により創設された特定法人貸付事業(以下、リース方式)により、農業生産法人以外の一般企業の農業参入が可能となった。しかし、参入区域は耕作放棄地やその恐れのある地域が約6割を占めている。また、参入手続も煩雑で、リース期間も約6年と短い。
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法
要望内容	リース方式による企業の農業参入に際し、対象農地や参入手続、リース期間の面での条件をさらに整備すべきである。
要望理由	リース方式による企業の農業参入を促進するためには、下記の条件整備が必要である。 ①耕作放棄地等だけではなく、優良農地のリース ②参入の際の手続きの簡素化 ③企業が安心して投資できるようリース期間の延長
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

要望内容を簡潔且つ適切に表すタイトルをご記入ください。

- ・規制の現状(法令上の規定や実際の運用状況等)とその問題点について具体的にご記入ください。
- ・過去の変更点などがあれば、合わせてご記入ください。
- ・口頭などによる行政指導がある場合はその内容についてもご記入ください。

- ・規制の根拠法令、通知、通達、条例等の名称・該当条項をご記入ください。
- ・通達や条例、規則などの場合はできるだけ写しを添付してください。

法令上の規定や実際の運用などをどのように見直すべきか、具体的にご記入ください。

- 以下の点を中心に具体的にご記入ください。
- ①規制改革を求める理由
  - ②規制改革を実現した場合、裨益する範囲や効果  
年間〇億円のコストダウン  
〇億円のビジネス創出  
〇人の雇用創出につながる 等
  - ③規制を変更しても問題ないと考える理由

**\*再要望の場合は、必ず過去の政府回答への反論や再度要望する根拠などをご記入下さい。**

当該規制の所管官庁(共管の場合は複数)と、その担当課までご記入ください。

## 記入上の留意事項

\* 回答の記入前に必ずご一読いただきますようお願いいたします。

### 《全分野共通の留意事項》

#### (1) 規制の現状について

- 改革を求められる規制の現状(法令上の規定や実際の運用状況等)と、それらが事業を推進する上でどのような問題となっているのか、可能な範囲で具体例もお示しいたごき、ご記入ください。

#### (2) 規制の根拠法令について

- 規制の根拠となっている法令、通知・通達、条例の名称・該当条項を詳細にご記入ください。(例：A法の第B条にもとづく省令Cの第D条)
- 通知・通達や条例の場合は、できるだけ写しを添付してください。

#### (3) 要望内容について

- 法令上の規定や実際の運用などをどのように見直すべきか、具体的にご記入ください。
- 安全性を確保するための規制等の見直しを求める際には、規制の趣旨を踏まえ、規制が目的の限度を超えて過剰である状況や、規制の目的が別の手段で確保できることなどを、具体的な事例を含めてお示しください。

#### (4) 要望理由について

- 規制改革を求める理由を具体的にご記入ください。
- 実現した場合の裨益する範囲や具体的な効果(例：年間〇億円のコストダウン、〇人の雇用創出につながる)を、おわかりになる範囲でご記入ください。
- 再要望の場合は、必ず過去の政府回答やその後の状況を踏まえた反論や、新たな根拠等をご記入ください。

### 《とりまとめ対象外のもの》

\* 勝手ながら、以下の場合は要望とりまとめの対象外とさせていただきます。

- (1) 補助金および税制関連の要望
- (2) 公的規制でないもの（民間ベースの取り決めやガイドライン等）
- (3) 日本版ノーアクションレター制度など、他の制度の活用で実現可能なもの
- (4) 政府の審議会等で議論中の課題で、経団連提言等で明らかにした当会の立場に基づき、当該審議会等での実現を図ることが効果的なもの
- (5) 上記《全分野共通の留意事項》から、個別の要望とする情報等が十分ではないもの

## 《分野別の留意事項》

### 1. 土地・住宅・都市再生・観光

- 土地・住宅・都市再生・観光分野については、都市再生・地域活性化に向けた取組みの障害となる要望を中心にご回答ください。
- 改正建築基準法に基づく建築確認審査に関しては、国土交通省による改善措置がとられておりますが、その現状やさらに改善されるべき課題がございましたら、具体例を明示してご回答ください。
- PFI に関しては、提言「PFI の拡大に向け抜本的な改革を求める」（2007 年 12 月 18 日）で法制度・ガイドライン（運用指針）の改善を求めています。同提言で提示されている論点についてさらに深掘すべきもの、あるいはそれ以外の新たな論点があれば、具体的にご回答ください。

### 2. 運輸・流通

- 運輸分野については、輸出入・港湾関連手続き（例えば、保税搬入、原産地証明、出入港手続きなど）の簡素化などに関する要望を中心にご回答ください。
- 流通分野については、消費行動の変化など流通分野をとりまく環境の変化を踏まえ、事業活動の再編や新しいビジネスを展開する上で障害となる課題を中心にご回答ください（例えば、まちづくり三法に基づく立地規制、食品衛生法や薬事法にもとづく販売規制等）。

### 3. 農業・食品

- 農業分野については、わが国の総合的な食料供給力の強化に向けて、農業生産基盤ならびに農業界と産業界との連携・協力による自給力の強化、国際連携・協力の推進による海外からの供給力の強化等に資する規制改革要望を中心にご回答ください（例えば、農地や担い手に係る規制の見直し、国内農産物・農産加工品（健康食品含む）の開発・生産・流通・販売等に係る規制の見直し、農産物・農産加工品の輸入・流通、販売等に係る規制の見直し等）。

### 4. 廃棄物・リサイクル、環境保全

- 廃棄物・リサイクル、環境保全分野については、廃棄物処理法を中心に、廃棄物・リサイクル法規制に係る要望に関し、事例や根拠法令等を明示してご回答ください。
- 各種環境基準値の引き下げ・見直し等の要望は、基本的にとりまとめの対象といたしません。

## 5. 危険物・防災・保安

- 規制を緩和しても問題が無い理由を具体的に書いて下さい。特に、「規制が存在しているため、かえって防災・保安の観点から弊害が生じている」という事実があれば明記して下さい。
- 当該分野では、「規制の緩和により、コストが節約できる」という理由は、ほとんど通用しない点にご留意下さい。

## 6. エネルギー

- エネルギー分野については、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策等の観点から、各種エネルギー供給事業の効率化・活性化や、エネルギー使用の合理化に資する要望についてご回答ください。
- 業種・業態間で調整がつかない要望につきましては、とりまとめの対象いたしません。

## 7. 情報・通信、放送

- 情報通信・放送分野については、わが国で新たな通信・放送融合ビジネスを展開するうえで、障害となっている規制の見直しに関する要望についてご回答ください。
- 電波は有限な資源であり、効率よく利用できるようにすることが重要ですので、電波規制に関する要望についてもご回答ください。
- 電子行政サービスに関するワンストップ化・標準化・簡素化の要望、企業のIT経営や業務効率化の阻害要因となっている規制の見直しに関する要望についてご回答下さい。

## 8. 金融・保険・証券

- 業種・業態間で調整がつかない要望につきましては、取りあげません。
- 業界団体などからご提出いただく場合には、当該業界内各社の要望に優先することといたします。要望項目数が多数ある場合には、最優先項目5項目を明示していただきますようお願いいたします。

## 9. 社会保障（社会保険、医療・介護、保育）

- 社会保険分野（健康保険、厚生年金）については、保険料負担や事務手続きを行う企業の立場から、ICTの活用など、各種行政手続の簡素化に資する要望を中心にご回答ください。
- 医療・介護分野については、保険給付の適正化に向け、制度の効率的な運用、サービスの質的向上に資する要望を中心にご回答ください。なお、提出にあ

たっては、2006年度の医療保険制度改革、2005年度の介護保険制度改革を踏まえてください。

- 福祉分野については保育サービス関係を重点とし、企業における仕事と子育ての両立支援を進めやすくする観点から、保育所・幼稚園、放課後対策の運営で改善すべき点、企業内保育施設に対する要望を中心にご回答ください。

#### 10. 企業年金

- 企業年金分野については、税制改正要望は取り上げられませんのでご留意ください。

#### 11. 雇用・労働

- 雇用・労働分野については、産業競争力強化や生産性向上の観点から、労働市場の活性化、雇用機会の創出、働き方の選択肢拡大、多様な働き方を可能とするインフラ整備、業務効率化に資する項目を中心に、具体的なニーズや効果をご回答ください。

#### 12. 通商

- 通商分野については、関税率および関税分類の変更を求める要望は対象外とさせていただきます。その上で、例えば、安全保障貿易管理について、貿易円滑化とのバランスの確保、簡素でわかりやすい制度の構築、諸外国の制度やその運用との調和などに資する要望などをお寄せください。

#### 13. 外国人材

- 外国人材分野については、国籍を問わず優秀な産業人材を育成・確保する観点から、在留資格要件等の緩和、入管・査証関連手続の簡素化・円滑化、外国人研修・技能実習制度の見直し等、国際的な人の移動の円滑化に資する項目を中心にご回答ください。

#### 14. その他（民間開放など）

- その他分野については、国や独立行政法人、地方公共団体が実施する公共サービスについて、必ずしも官が行う必要のないものや、民間が行った方が質の向上やコストの削減につながると思われる事務・事業について、民営化・民間委託・官民競争入札の提案等を中心にご回答ください。
- ご提案にあたりましては、自ら参入する計画の有無を問いません。

以上